

総務文教常任委員会

平成25年6月24日

葛城市議会

総務文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成25年6月24日(月) 午前9時30分 開会
午後4時26分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員
委員長 赤井 佐太郎
副委員長 辻 村 美智子
委員 中 川 佳 三
" 春 木 孝 祐
" 朝 岡 佐一郎
" 西 井 覚

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員
議長 寺 田 惣 一
議員 岡 本 吉 司
" 吉 村 優 子
" 白 石 栄 一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 山下 和 弥
副市長 杉 岡 富美雄
教育長 大 西 正 親
企画部長 吉 村 孝 博
人事課長 下 村 喜代博
" 補佐 吉 川 正 人
企画政策課長 和 田 正 彦
情報推進課長 米 井 英 規
総務部長 山 本 眞 義
総務部理事 菊 江 博 友
総務財政課主査 木 下 雅 敏
生活安全課長補佐 早 田 幸 介
税務課長 西 村 圭代子
収納促進課長 西 川 嘉 則
教育部長 田 中 茂 博

教育総務課長	西川 信 明
〃 補佐	高津 和 司
学校給食センター所長	高橋 一 馬
学校給食センター主幹	松田 和 男
消防長	岩井 利 光
消防本部次長	高橋 正 博
総務課長	中田 勝 則

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺 田 馨
書 記	西 川 雅 大
〃	谷 口 亜 耶

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第29号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることについて
- 議第30号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 議第32号 工事請負契約の締結について（葛城市立白鳳中学校屋内運動場地震補強・大規模改造工事）
- 議第33号 工事請負契約の締結について（葛城市立忍海小学校南棟地震補強・大規模改造工事）
- 議第34号 平成25年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- 調査案件1 葛城市学校給食センターについて
- 調査案件2 新庄小学校附属幼稚園の建替えについて
- 調査案件3 葛城市職員採用事務に関する調査について

開 会 午前9時30分

赤井委員長 ただいまの出席委員は6名で定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。

きのうは皆さんご存じのとおり、富士山が世界遺産登録を決定いたしました。そろそろ梅雨が明けるのかなと言うたら、本格的に梅雨に入りそうな時期になってまいりました。大変蒸し暑い日の後、また涼しい日もあり、本当に皆さんには体に気をつけていただきますようよろしくお願いいたします。

本日、総務文教常任委員会、付託議案の審査並びに調査案件、いろいろございますが、またひとつよろしく願います。

委員外議員の出席、ご紹介いたします。白石議員、吉村議員、岡本議員。

一般の傍聴の申し出が2名あります。

お諮りします。一般の傍聴を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可します。

(傍聴者入室)

赤井委員長 なお、発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

ただいまから本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第29号、奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

はい、消防長。

岩井消防長 おはようございます。消防長の岩井でございます。よろしくお願いいたします。

議第29号、奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることについてご説明を申し上げます。

平成18年6月14日に消防組織法の一部を改正する法律が公布、施行されましたことにより、消防庁長官が市町村の消防の広域化に関する基本指針を定められ、この基本指針に基づきまして、平成20年3月奈良県消防広域化推進計画が策定されました。平成21年4月から協議会により協議を進め、平成24年12月に奈良県広域消防運営計画が広域化協議会総会において承認されました。その運営計画に基づきまして規約協定書を作成し、平成25年4月の第10回消防広域化協議会総会におきまして経費負担に関し、一部山添村が保留されましたが、それ以外の市町村は基本的に合意をされました。その後、今月6月6日、第11回消防広域化協議会総会におきまして一部修正案が示されまして、全会一致で規約及び協定書が承認されましたことによりまして、消防の事務を処理するため奈良県広域消防組合を設立するため、構成市町村と協議の上、規約を制定し設立しようとするものでございます。

規約等につきましては、担当課長より説明を申し上げます。

赤井委員長 はい、課長。

中田総務課長 総務課の中田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、奈良県広域消防組合規約のご説明をさせていただきます。

第1章、総則でございます。第1条、組合の名称は奈良県広域消防組合でございます。第2条、組合を組織する市町村は37市町村でございます。第3条、共同処理をする事務は消防に関する事務で、消防団及び水利施設等の事務を除かせていただきます。事務所の位置は橿原市慈明寺町149番地の3、現中和広域消防組合消防本部です。

第2章、組合の議会でございます。第5条、議会の組織ですが、定数は25人、現消防本部ごとに定数を定め、市町村の長または議員の中から選出させていただきます。第6条、議員の任期は1年、補欠議員の任期は前任者の残任期間でございます。第7条、議長及び副議長は組合議会から各1名選出。任期は組合議員の任期とさせていただきます。

第3章、組合の執行機関でございます。第8条、執行機関の組織としましては管理者1名で、組合市町村の長の互選といたします。副管理者は2名とし、条例により増員できるという規定を置いております。副管理者は管理者の属する市町村以外の組合市町村の長の互選となっております。第9条、会計管理者でございます。組合一般職の中から管理者が指名されます。第10条、管理者等の任期は組合市町村の長として在任する期間となっております。第11条、監査委員ですが、定数は2名、組合、議会の同意を得て組合議員1名及び有識者1名を選任します。また、条例により増員できる規定が置かれております。第12条、職員ですが、消防吏員及びその他の職員を置くとし、職員の定数は条例で定めます。第13条、運営協議会ですが、組合の事務に関する重要事項を協議するため設置します。議員消防本部を構成する市町村の長の代表者11名で構成されます。第14条、顧問を置くことができるということになっております。

第4章、経費でございます。第15条、経費の支弁方法ですが、組合市町村の分担金、手数料、補助金及びその他の収入を充当することとしております。第16条、全体統合後の経費の負担でございます。退職手当を除く人件費は配置職員数割により負担、人件費以外の経費は組合市町村の協議により負担割合を定めます。それぞれの市町村の負担割合は協議して定めることとしております。

附則でございます。第1項、この規約は奈良県知事の許可のあった日から施行されます。第2項、新組合は現消防組合の事務を承継します。ただし、解散する組合の決算はそれぞれの組合を構成する市町村が行います。第3項、全体統合までの組合市町村の負担は附則、別表のとおりでございます。附則、別表の第4項、附則、別表の負担方法によりがたい場合は組合市町村の協議により別に定めると規定しております。

次のページの別表第1及び別表第2ですが、別表第1につきましては、第5条及び第13条関係で、各区分から議員及び運営協議会の委員の選出方法でございます。別表第2は第16条関係で、消防署所属負担、自賄いや配置職員数割の説明用でございます。

次のページの附則別表でございます。全体統合まではこの附則別表によりまして負担する

ことになっております。組合の経費として、まず消防本部の経費、消防本部の人員費、消防本部の職員に係る被服費は消防署所属負担、自賄いということで決定されております。

(3)の庁舎建設、大規模改修及び車両購入に関する経費につきましては、組合市町村が協議して負担となっております。消防本部のそれ以外のものにつきましては、基準財政需要額で負担となっております。2、消防署の経費は自賄いで、消防署所属負担割となっております。3の公債費(組合設立前に借りたものに限る。)は消防署所属負担となっております。前項に掲げるもの以外の経費として議会費等でございます。基準財政需要額負担ということに整理させていただいております。

続きまして、参考資料の奈良県広域消防組合の設立に伴う協定書(案)をごらんください。一番最後の方に参考ということで、議案の一番最後の方にあると思いますねけども。

第1条は、規約に定める経費以外の経費負担を定めております。まず、初期経費として組合設立時における本部庁舎の改修、システム関係の構築費でございます。これにつきましては、基準財政需要額割という形で協定されております。次に、消防本部の下水道切替工事、見積もり額が約1,500万円でございますが、橿原署の現中和広域の市町村が一定負担423万円、これを負担し、それを除く費用を他の市町村が基準財政需要額で負担していくという形で考えられております。消防救急デジタル無線整備に係る経費及び運営管理費は単独事業費割。それから高機能消防指令センターに係る経費及び運営管理費につきましては、基準財政需要割となっております。

第2条は、全体統合後の経費負担を定めています。第1項、規約の第16条の規定は区分を構成する市町村ごとの経費負担割合を定めたものではなく、区分ごとの負担割合を定めたものとして確認の意味で規定しております。第2項、現行消防本部単位での自賄いを主とする方式を踏襲する。第3項、消防署等の新規の施設整備については自賄い方式を基本とする。第4項、現行消防本部単位によらない按分方法についても検討を行うものとする。第5項、規約別表第2の各区分ごとの負担金については、広域化を行わず、現行体制を維持した場合に比べ、増加が生じることのないようにするものとする。第6項、全体統合後の経費負担の参考指針として別表をもとに協議することとする規定としております。

第3条は、消防署の管轄区域及び活動区域を超えての出動について、通信司令業務が統合されるまで、できるだけ早い時期に組合市町村において定めるものとする。第2項で、この経費については出動する側の持ち出しにならないよう、負担のあり方も含めて定めるとしてあります。

第4条は、職員の定数及び配置について、組合市町村及び現行消防本部間での十分協議の上、議会等で公正な過程を経て決定するとしております。第5条は、議会の組織、議員の定数は今後の状況を踏まえ、適宜見直しを行い、適正化を図るとしております。この規定は規約を議決いただいた後、37市町村で締結する予定でございます。予定案という形で提出させていただいております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、春木委員。

春木委員 幾つかあるんですけども、1つ1つ。最初に消防長の方からご説明がありました。また、今詳しく説明があった設立に伴う協定書（案）ですね。これがあれですか、修正されて6月の総会で認められたそのものですね。

岩井消防長 はい。

春木委員 はい、ありがとうございます。

まず、提案されております規約について質問をさせていただきます。

まず、共同処理する事務ということで、第3条、先ほど課長の方からも説明があったわけですけども、消防団に関する事務、それから水利施設の設置、維持及び管理に関する事務、これを除くということになっているわけですね。ある意味、当然かもしれないんですけども、その理由についてご説明をいただければありがたいと思います。

それから、それにかかわって、現在葛城市はもちろん単独でございますけれども、このそれぞれの業務について、本年度を例にとって何名それぞれ配置をされており、予算規模から見たらどういうものになっておるのかと。さらに今後、広域化が行われた後、この事柄についてどういうふうな体制で臨んでいくのか。つまり除外されている事務事業をどういうふうに進めていくのかと、こういうことについてご説明を願いたいと思います。うちの市ということ。

赤井委員長 はい、課長。

中田総務課長 消防本部総務課の中田です。

今、春木委員のご質問でございますが、消防団事務の件でございます。

消防団事務につきましては、今現在、葛城市消防本部で事務をとっておるわけですが、以前、新庄、當麻の状況では新庄、當麻の方で消防主任を置き、消防団事務等、水利に関する事、これは役場の方でとっておられました。現在、11消防本部の中で確認している限りにおきまして、全て市町村の方に変えるという形で聞いております。

あと、それと今現行の仕事の事務量等の話でございますけれども、今現在、消防署の広域化になりまして、消防署が広域化になった時点で消防本部が設置されるわけですが、消防本部には消防署からは6名、当初は4名。あと、通信指令室ができた時点で4名配置される予定でございます。その時点で、今現在、仕事の事務分担等は決定されておられませんので、仕事の内容がどのような形でされるか等につきましては、現在まだ決定されておられません。また、広域化の総務部会等を開いて決定していくという形で協議会の方で定められております。

以上です。

赤井委員長 はい、春木委員。

春木委員 私の尋ね方が悪かったんだろうと思うんですが、要するに、この2つは新しく広域化された事務組合からは事業としては除かれると。

(発言する者あり)

春木委員 除かれるということは残るということですね、もちろん。現在、ご説明のあったように葛城市の消防本部の、多分総務課が主にやっておられると思うんですけど、総務課でこの2つの事業をやっておられると私は推定するわけですけども、当然予算では非常備の予算として上がり、施設関係は施設として個別に上がっていると思うんですけどね。それには当然、今消防本部の総務の方で担当されているわけですから、それ以外に仕事されているわけですが、この除かれて残る2つの業務については市としてどういう体制で臨もうとされているのか、それを説明していただきたい。つまり、いろんな消防組合が一緒になるわけですけど、葛城市の場合は幸い単純で、うち1つということが広域化された後も1区分として認められているわけですから、はっきりうちの方針としてこれはどうするかということは決まるわけで、非常に大事な業務であるわけですからね。全体として外された理由は別に特に聞くことはないんですけど、問題はうちがその後どうしていくかという方針がしっかりしていないと困った問題になるという意味でぜひ尋ねたいと、こういうことなんですね。

もう一つ尋ねたい趣旨は、特に消防団というのは非常に重要な現場での初期活動において、いろんな意味で重要な役割を果たしているわけであって、どこかの計画でも新しくできる事務組合は消防団と連携をとって、十分な訓練も行って体制をとっておく必要があると、こういうふうにも書かれている運営計画だったかな、どこかでも書かれておるところでございますので、非常に大事な問題だと思うんですね。やっぱり今は一応、消防長のもとに消防団も組織されて、1つの命令系統の中できちっと動くし、予算も1つの予算として提案されて議会でも審議をしているというのが実情ですから、この辺が一体どうなるかというのはやっぱり全体を見ていく上で、予算の問題なり人員の問題なりを考えていく上でも重要なことだという理解でおりますので、できるだけその辺を明確にお答えを願いたい、こういうことです。

(発言する者あり)

赤井委員長 はい、市長。

山下市長 市の方として答弁をさせていただきます。現在のところ、この消防団等の事務につきましては、総務部の生活安全課の方で受けさせていただこうというふうに今考えてはおります。人員といたしまして、課長補佐を1名増員させていただいて、そこで受けさせていただこうと考えております。これからその中でどういう形で受けていけるのかということも含めて検討していかなければならないと思いますけれども、今考えておるのはそういうところだということでございます。

赤井委員長 ほかに。

はい、春木委員。

春木委員 市長も思っておられると思うんですけど、非常に重要なことなので、ぜひ早い時期に明確にしていただきたいと思います、こんなふうに思います。一方では広域化ということで、どんどんいろんなことが決められていくわけですけども、やはり葛城市にとっては防災計画、さまざまなことも含めて、そのあたりの連携が崩れると、とんでもない方向へ走るということはあることでございますので、その連携は最初から、命令系統が違うと、やっぱり命令系統が同じでも組織が違う横の連携というのはなかなかとりにくいのが意味現状でござ

ございますので、ぬかりのないように対応をぜひともお願いしたい、こういうふうに思います。
次に、一旦。

赤井委員長 どうぞ、続いてやってください。春木委員。

春木委員 じゃ、もう1問だけ。今度は議会の組織ということで、組合に議会を置くということですが、議員の定数ですね。この協定でも先ほど触れられておりますけど、決まった後もいろいろ検討して適正化を図るといようなことが協定でも言われているようでございますが、とりあえず25名という定員が示されたのと、こういうことなんですね。それも人員を市町村の長か、あるいは議員の中から選ぶと、こういうふうに決められているんですね。1つはこの25人という数なんですけど、非常に多くの市町村37とおっしゃいましたか。市町村が寄ってできる組合ですから、何となくというか、少ないなという印象が免れないですね。例えばうちの葛城市をとってみても、毎年市長の方から予算が示されて、どうしようかということを経営で十分審議をして決定している事柄ですね。そのようなところで、まだ条例ができていないですから、議会がどんなふうな形でいろんなことを審議されるのかとか、詳細については明らかではないわけなんですけど、そういう印象があるので、ぜひいろいろこれから条例をつくる中では、そのあたりの人数の適正化というものについては早期からやっぱり議論をしていただきたいなと。これは要望でございます。

我が葛城市になってくると、1人しかないわけですね。市長か議会から選ぶかと、こういうことになっているんですね。これは市長、どんなふうにご考えておられますか。議会の方ではまだ議論をもちろんやっていないわけなんですけど。

赤井委員長 はい、市長。

山下市長 この組合議会につきましては、葛城市の方からは1名。これは隔年でというか、市長が出る年と、その次の年は議会の代表者、また市長という形で隔年で出ていくという形になっておるといふふうに聞いております。どの形が適当なのかということはわからない、いろいろと検討した結果、このような形になっておるといふふうに聞いております。ただし、各議案というか、大切なことを話し合うためには各首長等で構成されておる小委員会でもまず議案を練ってという話があるようでございます。各消防の予算を伴う大きな問題等については小委員会でいろいろと議論して議案を提出していくという形になっていくんじゃないかなというふうに思いますので、それを全体として、組合議員として1名葛城市から出て代表として審議をしていくという形になろうかというふうに思いますので、その部分では適当か適当でないかという言い方はこれも適当ではないと思います。そのように決められた中で、葛城市を代表して審議に参加をしていただく、させていただくということになるということでは受けとめております。

赤井委員長 はい、春木委員。

春木委員 今、市長の話の中で、重要な案件について小委員会とおっしゃったのは市内部のことですか。じゃ、この提案されている規約では、重要な事項については運営協議会を設置することで第13条で提案されておまして、この数が要するに区分、1表で11に分かれておりますね。それぞれから1人代表を選んでこの協議委員に入ると、こういう取り決めだと思う

んですね。

うちの場合は自動的に市長が行かれると、こういうようになる。それで、そうなると議会議員の方は組合から行くのは、うちの場合の話、スムーズなやり方かな、こんなふう思うんです。ただ、最初に言いましたように、全体として少ないですから、たくさん寄っておられるところはそこでいろいろすったもんだされて適宜ひょっとしたらふえるかもしれないし、いろんなことが起こってくるんだろう。今、市長が隔年とおっしゃったのは、私も何かの資料で例として挙がっていたのを記憶しているんですけど、葛城市の場合は隔年という図がかかれていたことを思い出しております。やっぱりその辺はまだ条例ができていないので、組合がいかに関割を果たすかということとはなかなかまだすっきり見通せない部分もたくさんあるんですけど、今の現状から見れば、繰り返しになりますが、市長が消防に関してこうやっていくんだという方針なり予算を示されて、我々議会の方でいろいろと審議させていただくと、こういう成り立ちですときているということから見れば、やはり議会の役割というのは非常に大きなものがあるだろうと。今回提案されている規約を見てみますと、執行という点では当然のこととして市町村長から理事者も選ぶし、副理事でしたか、選んでいくし、運営協議会も設置して、そこで十分もんでいくと。こういう体制がしっかりしているわけですから現在でいえばどこでも共同でやっておられるところはどうなっているのか、それぞれの議会の役割というのは僕はよくわからないんですけど、どういう形で議会を選んでおられるかということは承知しておらないんですけど、少なくとも今各市町村で果たしている議会の役割が十分この広域組合でも果たせる形での議員定数という、そのような選出の仕方というふうなことも十二分に検討すべきじゃないかと、こういうふうに思います。具体的には葛城市では当分そういう意味では隔年じゃなくて、市長が毎年出られるわけですから、組合の方で……。

(「隔年」の声あり)

春木委員 隔年じゃないですよ。運営協議会の話。議会議員じゃないですよ。運営協議会は重要な案件については必ずそこでもまれるということですからね。だから、葛城市の場合、そんなふうに相談して決めても、別にどこからも文句言われる筋合いはありませんので、そういうふうにした方が。一応意見としてそういうことを述べさせていただきます。ちょっと、とりあえずここで次の方に。

赤井委員長 ほかにございませんか。

はい、中川委員。

中川委員 先ほどの春木委員の質問の中でちょっと気にかかるというのか、再度聞きたいです。組合規約第3条、ここに書いてあります括弧書きの次に掲げるものを除く、これについて、1番、消防団に関する事務。2、水利施設の設置、維持及び管理に関する事務。1番はわかるんです。2番について、消防施設の設置、維持、管理、この3つのことについて、今現在、葛城市がやっておる施設の方は設置ですよ。維持、管理は消防署でもらっていますね。この事務が、実際は事務というよりも実働ですね。実働が多いこの分についてはもとの市役所の業務に戻るわけですよ。そういうふうに解釈したんですけど、よろしいですか。とりあ

えず、それ。

赤井委員長 はい、消防長。

岩井消防長 消防長の岩井でございます。

消防水利の維持、管理につきましては、市の方でやっていただいて、そして点検ですね。いつでも正常な状態に使えるかということで、消火栓等の点検は消防本部で実施をしております。

以上であります。

赤井委員長 はい、中川委員。

中川委員 今、消防長がおっしゃったように、維持、管理、点検と3つに分けられましたよね。管理、点検って同じようなことですよ、ってとるんですけど、この分で結局、今葛城市の一般行政部局においての担当課はないわけですよ。今消防の方にさせていただいていると。ほとんど消火栓、あるいはホースの格納庫ですか、消火栓ボックス、これについても本来は消防署の事務じゃないけれど、消防署の方で管理点検してもらっているような現状だと思います。その分について、ちょっと2番の方で、本来の消防にお願いしている分が今度は全部葛城市の方へ返ってくると。これについて、先ほど市長の方で生活安全課の方が担当、多分するという事について、課長補佐の方で1人増員という答弁があったんですけど、実働部隊でできる分を課長補佐1人で賄いきれる分の事務だけで済むんですか。実際の事務じゃなくて実働の方なんですよ、確認しているのは、はっきり割り切ったような形をされるのか、それともここに書いている以上のことで、今度できる葛城消防署の方は本来なら市がする事務の方もしてもらえるのか。ここらは各市町村全部に返るわけですよ。奈良県の37市町村に対して、本来消防署、あるいは消防本部の持っている業務はこれに関して全部市町村に返るわけですね。間違いないですよ。これについて事務量的には大きくなるんですか。ちょっとその確認をお願いします。

赤井委員長 はい、課長。

中田総務課長 総務課の中田です。

事務量といたしましては、以前、新庄町、當麻町の状況でされておられたのを聞いておりますのは、主任、副主任、この2名で、主任が行われて、補佐的に副主任が補って事務をするというような形で聞いております。1名では少ないか少なくないかというのはちょっとあれですねんけども、基本的には消防主任が主にやっておられたというような形では聞いておりますので、そういうような体制ではいけるんじゃないかなと思います。

以上です。

赤井委員長 はい、中川委員。

中川委員 今、中田課長の方から答弁いただいた、その分に若干懸念があったわけで、本来の2町がやっておった事務で2人でやっておったと。それが統合されて葛城市一本になって消防本部でされておる事務、実働の処理ですね。これを返ってきたとき1人で、1人でとこだわるんじゃないですけど、それに対する受け入れ体制、これの方も現場の方と確認してもらっての生活安全課で受けられるというお話でしたので、その体制の方も受け入れ体制をとる準備

が必要なんじゃないかと思うと、そのことをちょっと確認させてもらったんです。

以上です。

赤井委員長 ほかに。

春木委員。

春木委員 最初、僕が質問した中身ともかかわって、中川委員が今確かめていただいたと思うんですけど、実際に今消火栓なんかを日常的に点検しているのは消防団がやっているんですか。それとも消防署の職員でやっておられるんですか、その点。

赤井委員長 はい、課長。

中田総務課長 点検は消防署が行っております。現在、その消火栓が使えるかどうか、それについて消防署の方では重要な項目ですので、消防職員が全て回らせていただいて点検はさせていただいております。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 そういうことになりましたら、大変大きな仕事量になるだろうというふうには思います。

それから、次に私の方で質問させていただきたいのは、職員の数にかかわって、第12条になるんですかね。2番で、組合の一般職の職員の定数は組合の条例で定めると、こういうふうになってはつきりはしないんですけども、いろんな今までいただいております資料によりますと、広域化を大きくする際に1つの広域化の大きなメリットというか、目的の1つが現場の消防力を高める、こういうことであるわけですけれども、その中で新しくできる広域化で本部の職員を156名、通信員を54名、計210名を削減してそれぞれの署所の人員を147名増員する、こういう概略的な事柄が説明をされているわけです。葛城市って一体どういふふうになるのかなというところで、詳しい資料に載っている数字をみますと、葛城市の場合は平成25年度現在45名と。そして、合併広域化が完成する平成33年度ですか、予定している、それでも45名と、こういうふうになっているんですね。つまり人数は変わらないということになるんですけども、先ほどちょっと市長の方からお話があったんですね。残った事務については一定の体制をとってやらなきゃいかんということですし、現在の消防署の職員の配置表を見てもちょっとわからないところがあるんですが、設置を予定されている管理職の数は葛城市の場合、署長が1人と副署長が1人と、課長が3人、こういうふうになっていると思うんですね。だから、その3課が置かれることは確かだろうと思うんですね。新しくできる葛城市の消防署が代表消防署になっているわけですけども、それから課長補佐を3名と。当直責任者以下を31名と、こういうことが示されているんですね。ですから、このあたりが今の現場の消防に当たっておられる体制がこういうことになることによって、どんなふうにな数がふえるのかと言いますか、強化をされるのか、そういうことが私の中でなかなか理解できないものですから、ぜひ大事な点でありますので、具体的に現場で仕事されている方々がどんなふうに仕事ができるのか、こういうことについて説明をいただければありがたいと思います。

赤井委員長 はい、消防長。

岩井消防長 消防長の岩井でございます。

先ほどの質問でございますけども、現在45人で平成33年も45人ということでありましたけども、当初我々は課長等の人数につきましては、いろいろ検討しておったわけではありますが、現在の消防本部、11消防本部ありますが、それが代表消防署として葛城市に残ります。そういう代表消防署である限り、各地域の代表消防本部とやはりある程度の均衡を保っていかうじゃないかといういろいろ指導なり、また相談がありまして、そして署長、副署長、そして今のところ、案では課長3名、そして予防要員1名、隔日勤務者33名ということで、そして本部へ6人ということで45人の内訳であります。

今、消防本部と代表消防本部の事務量をまだ明確に示されておられません。全部の事務量が例えば予防でしたら100ありましたら消防本部で80はやって、代表消防本部で20をやるとか、また消防本部で6割をして消防署で4割をすとかいう、まだ割合が示されておられません。しかしながら、本部で主に将来的には事務を授かるということでありますので、各消防署は消防活動に従事すると。主に現場を強化すると、そういう方向で進んでおります。

以上であります。

赤井委員長 はい、春木委員。

春木委員 要は、新しくできるうちの消防署というのは、現場の消火に、先ほど隔日勤務とおっしゃいましたかね。要するに、今はチームを組むのに何か臨時に応援に行かなあかんときは応援しないといけないというような非常に厳しい状況だと。これが一定改善されるんだというふうにイメージがこちらへ入っておるんですけど、こちらでいくと、現在、先ほど当直責任者以下31名というのが常時、これは当然葛城市消防署に配置されるわけですよ、新しく。それは間違いない。この方々が日常的に主に何かあったときの消火活動に、あるいは災害対応に当たられると、こういうことです。その管理職として署長、副署長1名ずつで、そして課長3名が出るということですね。

岩井消防長 はい。

春木委員 せやから、そのことが今現在の体制と比べて、確実にふえるということになるんですか。

赤井委員長 はい、課長。

中田総務課長 総務課の中田です。

今、春木委員のご質問ですが、現在消防署に32名勤務しております。これ、平成33年度時点で計算上でございますねけども33名になると。なお、今現在の人数につきましては、通信勤務、これが入って2名が通信勤務員という形で勤務しております。その2名につきましては、現場対応が出勤できないという状況ですので、11名勤務している班でございましたら9名の出勤単位が確保できると。今度、平成33年の時点になりましたら、通信勤務がなくなりますので、最悪空にするというのもできないかもわかりませんが、全て出勤するという体制はとれます。ということで、11名おりましたら11名が出勤できると。そういうような形で人数はふえてくるという形で考えております。

以上でございます。

赤井委員長 はい、市長。

山下市長 私もそのあたりがわかりにくいということで、消防の人間と話をして実際どういうことや

ねんということの話を聞いてきました。トータルで消防に携わる職員というのは45名で、平成33年も45名は変わりません。ただし、現在の中で45名のうち、この中で出向者が3名おりますし、また消防指令で5名か、消防本部に携わる人間が23名もおります。45名のうち23名、署長も消防長も含めてですね。その中で現場が起こったときに実際に人が足りなくなってしまうので、消防本部の方からも人を出して賄っているというのが実情らしいです。ところが、これを広域の消防にしたときに、通信部門を統合して葛城市には置かないようにするという事ですから、通信に携わっている消防本部の人間を出向者4名、本部に出す人間を4名と通信1名、5名出すだけで、あとは全部現場の方に回すことができるということですね。今現在は葛城の消防署としての人数の確保というのは22名しかできていない。足りないから本部から入って賄っているという状況でございますけれども、消防本部が23名で消防署の方が22名、これを最終的に、平成33年になると本部に行く人間が4名、通信が1名、5名ですね、それ以外の40名がこちらの方に残って現場対応を含めて対応する人員に変わってくるといふこと。あと、細かい中身についてはまたうちの消防署の方からポンチ絵なり、そういうものを出してもらって、各議員にわかってもらいやすい資料を用意させますので、それをまた参考にしていただいてご理解をいただきたいと思います。トータルの人数は変わらないけれども、現場に出向く人数の確保がやりやすくなるということだと理解をしていただきたいと思います。

赤井委員長 春木委員。

春木委員 今、市長が最後の方におっしゃったように、そんなふうに理解をしているんですけど、本当にそうなるのかということが少しわかりにくいんですね。今、私は今年の平成25年度の本部を除く消防署の配置の人数を見てみました。そしたら、ちょっと間違いはあるかもわかりませんが、23名の方が兼務も含めて消防署の職員として配属をされているんですね。兼務者が3名おられるので、それの方を除くと20名の方が消防署の職員として配置されていると、単純に言えばですよ。消防署全体としては45名とおっしゃっているわけですけども、今度新しく広域化ができたときに広域化の本部に何名行かれるとか、そんなことはわかりませんが、それはとにかくうちの署にとっては関係のないことだというのは僕の理解なんです。もちろん通信とか、そういうのは本部に引き上げられますからね。それはもちろん通信業務については全体的な119番かかってどうのこうのとか、いろんなことについては本部でおやりになるんでしょうけど、だからうちの署に配置される職員の数というのは45名としたら、今やっているやつで本部に吸い上げられる業務がなくなったら、その分がふえる、現場へ行けると、こういうふうに単純にはなるんですけどね。それは間違いはないんですか。そうすると結構複雑ですよ。何人減らして何名ふやすと、最初に申しあげました全体としての計画が、それぞれの個々に戻すと色々な形で実になっているということですか。そういう理解でいいんですか、すいません。後でまた示してきはるといふことですけど、そういう理解でいいんですか。

赤井委員長 はい、次長。

高橋消防本部次長 消防本部次長の高橋でございます。

消防本部の組織につきましては、わかりにくい部分が多々あるかと思います。先ほどから市長なり、また春木委員から人数をおっしゃっておられているのは一般的に言う人事異動としての課の配置でございます、消防本部には4つの課がございます。消防署には3つの課がございます。その事務を担当する署員というか、課員として配置をしているのが消防本部職員が23名、消防署員が22名でございます。現場活動するには消防署が動くわけでございます、本部の者も多少は動くわけですが、重要な災害、あるいは調査、そういったことにつきましては消防本部の職員が動くわけでございますけれども、基本的には署員。ただ葛城市につきましては1本部1署ということで、非常に署員だけで現場活動が不可能でございます。そこで、当直として泊まっている、いわゆる消防署員として泊まる場合に、その不足が生じますので、先ほど市長からおっしゃったように、消防本部の職員であるけれども署員として泊まり体制に入ってください。通常は事務は本部の仕事をやっているわけですね。現場活動として署員として活動すると。それが33名という現状の状態です。それが広域化になりましたら、その消防本部の事務が全て消防本部の方に行きますので、消防署としては先ほどおっしゃったように3課が残るわけでございますけれども、その課の仕事しながら全員が現場の活動も行うということで、現場活動をする人数としてはあんまり変わりはありません。ただし、今は1署だけでしか活動してないですけども、広域になることによって1本部1署じゃなしに1本部何署もあるということで、出動不可能な場面にあっては他の消防署から出動してもらえると。今やったらうちの中でしかできませんので、それで対応できない場合につきましては、応援協定に基づく応援を求めると。そういうことになりますと時間が非常におくれてくるので一括した状態で一括指令を出せばすぐに対応ができるというメリットからこういう体制になっておると。葛城市としましては、基本的にはふえるというような状態でございます。

以上です。

赤井委員長 はい、春木委員。

春木委員 今、次長さんの説明で途中までよくわかったんですけど、最後になってまたわからなくなった。つまり、冒頭にも質問しましたが、今の45名でやっておられる仕事のうち除かれる業務は2つありましたね。それはまたどこかで確保せなあかん、市長がね、今これから頭を悩まされるというわけでしょう。だから、この時点でまず現在45名やっておられる数からは業務としては減っていているわけですけどね。また、そして通信とかは新しくできる本部でやられると、こういうことになるわけですから現場に配置されている45名というのは多かれ少なかれ現場の消防職員として仕事ができるんじゃないんでしょうか。先ほど次長は通常の消防には現在の数と変わらない体制だけでも、どうかこうとかという話をされたと思うんですけど、そこになってくるとちょっとわからない。一番私が理解しやすいとすればそんなことなんです。要は残された45名、今はいろんなことを含めて45名なんだけども、新しい計画での45名というのは、要は現場の消防力へぐんと力を出せる人数だと、それが保障されるんだというふうに理解をしたいんですけど、間違いじゃないんでしょうかということなんです。

赤井委員長 はい、課長。

中田総務課長 総務課の中田です。

春木委員のおっしゃるとおり、今現在、消防署は本部と署の1本部1署という体制でされておりますが、以後につきましては1署という形に変わります。その本部の体制が代表消防署という形で若干は残ってくるわけですが、署という体制は今の本部がなくなることによって署の体制は充実しますので、現場活動等におきましてもその点では充実していくという形で考えております。

赤井委員長 はい、春木委員。

春木委員 はい、ありがとうございました。どうも理解が悪くて申しわけないです。

それに消防力に関連して施設整備と言いますか、よく数えられる緊急消防車両登録台数というのが上がっているわけなんですけども、現在葛城市では8台ということで登録されているのかな。緊急自動車登録数は広域化されるといろんな形で動いていくんだらうと思うんですけど、現在の見通しとしては葛城市での消防車台数というのはどんなふうになっていくのでしょうか。

赤井委員長 はい、課長。

中田総務課長 総務課の中田でございます。

緊急車両は今現在台数を確保するというような形で考えております。減車するとかいう内容の話はまだ出ておりませんので、現状の維持と。消防署所につきましても現状維持というのを基本としておりますので、そのように認識しております。

赤井委員長 ほかに。

はい、中川委員。

中川委員 すいません、ちょっと文言のことで、協定書の(案)の方なんですけど、1ページの言葉の意味をちょっと理解できない部分がありますねんけど。1ページの第2条第2項、第3項。第2項、現行消防本部単位での自賄いを主とする方式を踏襲する。この言葉は葛城市消防本部に適用になるのか、ちょっと現行消防本部単位での自賄いを主とする方式を踏襲するということはほかの組合消防のことを言っているのか、それともまた葛城消防に適用になるのか。なる場合、どういうことを指しているのかと、3番目にあります同じ言葉の消防署等の新規の施設整備については自賄い方式を基本とする。ここで言うている自賄いという言葉、ちょっと私、自分のところで賄うのかという感じにとるんですが、所属する葛城市において整備するのか。あるいは自賄いは葛城消防署が代表消防署ですね。ここでするのが自賄いと言っているのか、各構成する市町村がすることを自賄いか、この2点だけちょっとお聞きしたいです。言葉の意味なんです。

赤井委員長 はい、課長。

中田総務課長 総務課の中田でございます。

自賄いと言いますのは現行の予算額を大きく変わらないように、今現在、予算化されている金額をもって広域化しましょうという形の考えから自賄いという形で、葛城市の消防署の経費につきましては葛城市が全部支出していきますよという形で考えております。あと、基

本的にこの自賄いの経費につきましては、11消防本部がございますので、その11消防本部それぞれまた経費負担の負担割合等を定められて、11消防本部単位で自賄いをしてくださいという形になっておりますので、葛城市の場合は組合じゃなく単独市でございますので、葛城市として自賄いをしてくださいという形で規定されております。

以上です。

赤井委員長 はい、中川委員。

中川委員 そしたら、私、自分で理解しておったのが合っていると思うんですけど、再度確認します。自賄いということは各市町村で持つておる今の常備消防費、また非常備消防費、これを含んだ消防費の予算、この中において今度できる消防本部においても代表消防署においても現行消防本部単位での自賄いという言葉のとおりなんです。だから踏襲という言葉を使っておられるわけですね。現行されている分を新組織に移ってもそれを同じ形を持っていくと。それと、次の分の3項にあります施設整備については、自賄い方式というのは今現在やっておる消防予算の中から執行していると同じで、各代表消防署が設置されておる、また各署ですね、分署という言葉を使ったらおかしいですけども、代表消防署であれば、その下にある消防署、ここにおける市町村においての予算を執行して自賄いするというのでいいんですよ。

中田総務課長 そうです。

中川委員 そうですよ。わかりました。ありがとうございます。

赤井委員長 ほかにございせんか。

はい、春木委員。

春木委員 今、経費にかかわっての質問をされましたが、関連をされると言いますか、経費にかかわっているいろんな形での区分によって分担の形があるんですが、非常に当市にとって気にかかるのは基準財政需要額と。この消防にかかる基準財政需要額で案分をしていくということが幾つか示されていると思うんですね。先ほどご説明になった協定書についても、特に初期費用ですね、それについてもこれを適用すると、こういうことになっているんですね。ご存じのように、今は合併をした特例として合併算定替ということで、通常よりは高く見積もった需要額が今現在葛城市では適用されているわけですけども、その辺はどんなふうに協議会の中では議論をされているのか、お教え願いたいと思います。

赤井委員長 はい、消防長。

岩井消防長 現在、交付税に使用されております基準財政需要額によって算定をされております。本市の場合は算定替の基準財政需要額が基礎数字と決定されております。

以上であります。

赤井委員長 はい、春木委員。

春木委員 決定されているという冷たいお言葉なんですけども、少し調べてみますと、平成24年度の葛城市の需要額でいけば6億1,200万円程度の需要額だと。もしもこれが1本算定ということになれば5億3,500万円程度になる、こういう差があるんですね。このあたり、やっぱり現在の算定替というのを合併ということでいろいろ要るだろうということで国の方からそう

いう保障と言いますか、そういうことを含んでそういう算定になっていると思うんですが、このあたりは奈良県でうちのようなところというのは、うちと五條市ですか。

(「五條市、宇陀市」の声あり)

春木委員 宇陀市ですね。そのあたりがそういうことになると思うんですよね。議論をされていないんでしょうか。

赤井委員長 はい、課長。

中田総務課長 総務課の中田でございます。

会議の中でそのような話は数回出て、検討はされておりましたけれども、小委員会等の中でそういうような決定がなされていったであろうという形でこちらは思っています。会議の中では宇陀市の方からも葛城市の方からもそのような提示はさせていただきました。その結果が今現在、受給をされている基準財政需要額をもって算定しますよという形で規約に制定されたというようないきさつでございます。

赤井委員長 はい、春木委員。

春木委員 これからいつそういう財政にするかということでもいろいろあるでしょうけど、何とかならんもんですか。規約でそういう言葉としてはそういうことになっているので、基準額といえは国から示される基準額。何かたしかどこかに予算を執行する前の年の基準額でやるんだと、こうなっていますから、読みかえてということは、確かに文言上そうはならないということですからね。実際どれぐらいそのことが実費用として響いてくるのかというのは全然承知しないわけですけどね。結構なものがあるというふうに思うんですけど、何とか頑張る場をつくってでもやってほしいなという非常に強い思いがあるもんですから。何かありましたら。

赤井委員長 はい、課長。

中田総務課長 総務課の中田でございます。

春木委員の言われることは重々理解をしておるわけでございますけれども、協議会の方にも再三そのような状況は説明させていただいたわけでございますけれども、現実的に交付税の算定の基礎となっている基準財政需要額をもって負担金の算定基礎とするという形で取り決められたいきさつがございまして、今現実的には変更というような形の状況は難しいと思われま。

赤井委員長 はい、春木委員。

春木委員 いろいろ議論されて、非常に難しいということは事情としてわかるんですけど、この附則のところでも、これは当てはまるかどうかわかりませんが、要するに示された負担方法によりがたいという場合は協議というような場を残されているんですけど、何かの機会ですらぜひ頑張ってほしいと。これはいろいろな条例を決めていくとか、さまざまな機会があると思うので、これは市長にもぜひお願いしておきたいと思ひます。

以上です。

赤井委員長 ほかにございせんか。

はい、西井委員。

西井委員 簡単に一言申し上げたいと思います。消防の合併というのは将来的にも当然理解できるわけですが、葛城消防署としては合併後、事務自身も生活安全課をつくるということで、生活安全課の中での部分と消防署の負担部分の仕事があると。何かあったときにどちらが悪かったということのないように、特に葛城消防署は将来についても市民の安全安心を守る、県下でも一番住民が安心できるような消防署としての踏襲をお願いしたいと、ほかの消防署よりも。それは今の消防署長さんがまた次の署長さん、歴代に踏襲してもらって、ほんで住民自身も消防署は信頼できるという形でもっていってもらわなければ、合併したことによって組織が現実が変わるわけ。そしたら、事務の中で生活安全課がしなければならない部分がしていないとかいう責任のなすりつけをしなくてもいいようにやってもらいたい、ということをちょっとこの場で一言言うてもらえたらありがたいと思います。

赤井委員長 はい、消防長。

岩井消防長 今、委員が心配されていた件であります。これは消防組合の設立にあたりまして各消防、代表消防署等、消防署と地元の市、特に消防団関係、先ほどご指摘にありました、定期的にそういう調整会議を持って、事務等に遺憾のないように推移していくということで申し合わせができております。

以上でございます。

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第29号議案を採決します。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第29号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前10時51分

赤井委員長 休憩前に引き続き、会議を行います。

次に、議第30号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

はい、部長。

山本総務部長 失礼いたします。総務部の山本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま上程になっております議第30号、葛城市税条例の一部を改正する条例についての

説明をさせていただきます。

今回の葛城市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴いまして、所要の改正をいたすものでございます。主な改正内容につきましては、延滞金及び還付加算金の利率の引き下げを行うもの、また復興特別所得税を反映した中でのふるさと寄附金に係る特例控除額の見直しを行う改正、そして住宅ローン控除の期間延長、また個人住民税から控除いたします限度額を引き上げる改正などとなっております。

それでは、条文に照らしまして、個々改正内容をお手元にお配りさせていただいております新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。この表の左側が改正前、すなわち旧でございます。そして、右側が改正後、新となっております。赤色のアンダーラインの部分につきましては、改正部分となったまとめ方をさせていただいております。

それでは、1ページより説明いたします。まず、中段をごらんください。葛城市税条例第34の7第2項、寄附金税額控除に係る改正でございます。東日本大震災からの復興のための施策を実現するために必要な財源の確保に関する特別措置法によりまして、復興財源を確保するため、平成25年から平成49年までの間、復興特別所得税が課せられることとなりました。この特別所得税につきましては、当該年の所得税額を課税標準といたし、税率は2.3%とされておるわけでございます。ふるさと寄附を行い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合におきましては、この所得税を課税標準とする復興特別所得税額も減額することとなったわけでございます。このため、復興特別所得税の軽減額も含めまして寄附金額のうち2,000円を超える部分につきましては、全額控除できるよう、ふるさと寄附金に係る特別控除額の見直しをする内容となっております。具体的には、平成26年度から平成50年度までの各年度分の個人住民税につきましては、特例控除額の算定に用います所得税の限界税率に当該所得税の限界税率に復興特別所得税率2.1%を乗じて得た額を加算することとなるよう、所要の読替規定を整備いたした改正でございます。

次に、2ページから3ページにかけてごらん願いたいと思います。第41条、第47条、第47条の2第2項、第47条の6にかかるそれぞれの改正でございますが、それぞれ第1項につきましては1項のみの項でございまして、第1項だけの蛇足でございまして、この件につきましては表記の必要がないため削除の改正をしておるところでございます。

続いて、4ページの後段をごらん願いたいと思います。第54条第5項、固定資産税の納税義務者等に係る改正でございます。独立行政法人森林総合研究所が行う土地改良法によりまして土地改良事業に伴う仮換地等に係る納税義務者の特例措置につきましては、仮換地等の指定を伴う集計事業が今後の適用見込みもないことにより廃止に至ったわけでございまして、それに伴う削除をするものでございます。

次に、6ページの上段をごらん願いたいと思います。第69条、固定資産税の納税通知書に係る改正でございます。既に第3項がなくなっていることによる改正でございます。同じく6ページの中段をごらんください。第131条第4項、特別土地保有税の納税義務者等に係る改正でございます。これにつきましても税制改正により廃止することとなった特例措置でござ

ざいます。

続いて、7ページの中段から下段にかけてごらんください。附則第3条の2、延滞金の割合等の特例の改正でございませう。法人市民税の納期限延長の場合の延滞金につきまして規定いたした第52条を削除し、この取扱いにつきまして次項を新設し、規定する改正でございませう。従前はこの本条にこの取扱いも含めて規定しておりましたが、この部分を特に外立てして規定いたすものでございませう。現行制度では延滞金の割合は納期限の翌日から起算いたして1カ月を経過するまでの期間につきましては、年7.3%、それ以降は年14.6%とされておるわけでございます。また、還付加算金の割合につきましては年7.3%とされております。この年7.3%の割合の部分につきましては、前年の11月末日における公定歩合に4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合には、その年内におきましては当該公定歩合に4%を加算した割合とされておる現状でございます。これが税制改革によりまして、特例基準割合の定義を改めるとともに、延滞金の割合につきましては、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合におきましては、その年内におきまして延滞金のそれぞれの区分に応じた割合に改められたところでございませう。

具体的には、年14.6%の割合の延滞金につきましては、特例基準割合に年7.3%を加算した割合に。また年7.3%の割合の延滞金につきましては、特例基準割合に年1.0%を加算した割合に引き下げられたわけでございます。なお、新たな特例基準割合につきましては、租税特別措置法第93条第2項の規定によることとされており、各月における短期貸し付けの平均利率の合計を12で除した割合とされており、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合に改正するものでございませう。あわせて還付加算金の割合につきましても各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合におきましては、その年内においては当該基準割合とする改正でございませう。

続きまして、附則第3条の2に新たに第1項を加える改正でございませう。これまで前第1項に含めて規定いたしておりました第52条法人市民税の納期限延長の場合の延滞金を他と区分いたしまして規定いたす改正でございませう。延滞金のうち法人市民税の納期限の延長があった場合に課せられるものの割合につきましては、特例基準割合年2.0%とする改正でございませう。

続きまして、8ページの上段をごらんください。附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例に係る改正でございませう。前条第2項が新たに設けられることによる改正でございまして、1行目は法律の特定でございませう。次に、特例期間内の定義が従前の期間から前条第2項の規定による期間を除いた期間に改正されたものでございませう。

続きまして、9ページの上段をごらんください。附則第4条の2、公益法人等に係る市民税の課税の特例の改正でございませう。1行目の租税特別措置法の法律の特定が附則第3条の2で既になされ重複するため、今回削除いたすものでございませう。第10項につきましては、幼保連携型の認定こども園の設置の追加の改正でございませう。

次に、同じく9ページの附則第7条の3の2、個人の市民税の住宅借入金特別税額控除の改正でございませう。住宅ローン控除の対象期間を4年間延長いたし、平成26年1月1日から

平成29年末までとして、その期間のうち平成26年4月1日から平成29年末までに住宅を取得した場合には個人住民税から控除する控除限度額につきまして、所得税の課税総所得金額等の7%に拡充するといった所要の読替規定を整備いたした改正でございます。

続いて、10ページの下段をごらんください。附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例の改正でございます。先ほどの第34条の7、寄附金税額控除と同じ内容の改正でございます。

続いて、11ページの上段をごらんください。附則第10の2第2項、法附則の第15条第2項第6号等の条例で定める割合の改正でございます。附則第10条の2は項が新たにふえ、3項立てとなったことによる見出し表現の改正を行い、また第9項におきましては第5項が削除になったための項ずれでございます。

続いて、附則第10条の2第2項に1項を加える改正でございます。税制改正におきまして、都市再生特別措置法に規定いたします管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税等の課税標準の特例措置が創設され、わがまち特例が導入されたわけでございます。価格の3分の2を参酌いたしまして、2分の1から6分の5の範囲内で条例で定める割合とすることが規定されておるわけでございます。市内に対象となる施設がないことから、標準的な特例率3分の2と定める規定でございます。

続いて、ページを飛びまして18ページの上段をごらん願いたいと思います。附則第17条の2第3項、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例につきましての改正でございます。租税特別措置法第37条の9の2及び第37条の9の3を削除いたす改正でございます。

続いて、またページは飛ぶわけでございますが、21ページの上段をごらん願いたいと思います。附則第19条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例の改正でございます。次項につきましては条文の文言整理を行った改正でございます。同じく21ページの下段から23ページの中段までにかけてでございます。附則第22条の2、東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の改正でございます。字句を読みかえるのにわかりやすく表立てで今回整理いたしましたものでございます。左の表の左欄につきましては市税条例を、表の中欄でございますが、市税条例の条文の中にある租税特別措置法、右の欄につきましては租税特別法で東日本大震災関連の特例を適用する場合に読みかえるためのものでございまして、もともと第36条中の第31条第1項を読みかえる内容でございましたが、今回、直接第31条第1項を読みかえるという文言整理としての改正内容でございます。内容的には変わっておりません。表記の仕方が変わったという内容でございます。

続いて、23ページの下段から24ページの中段までにかけてでございます。附則第22条の2に新たに第1項を加える改正でございます。東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例等の対象者の拡大でございます。居住用財産の買いかえ特例等につきまして、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合におきましては、一定の要件のもとにその居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日以降7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長することとされておるわけでございます。こ

の特例の対象者は所得割の納税義務者とされておるわけですが、これらのものに加えまして、今回その家屋の所有者が死亡した後におきましては、その家屋に同居していた相続人をその対象に改正するといった対象者の拡大の改正でございます。

続いて、附則第22条の2第3項をごらんください。これらと表記しておりますのが、第2項が新たにふえたための文言整理の改正でございます。

次に、24ページの後欄をごらんください。附則第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例の改正でございます。法附則第45条第4項は、地方税法の附則第45条で第3項が新たに追加されたことによります項ずれでございます。東日本大震災によりまして家屋が滅失等で自己の居住の用に供することができなくなった人につきましては、残りの適用期間についても引き続き住宅ローンの適用を受けることができるわけでございます。これにつきましても所得税で控除しきれない場合におきましては、個人住民税から控除する控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%に拡充するといった所要の読替規定を整備いたしました改正でございます。

次に、附則第23条第2項をごらん願いたいと思います。震災特例法第13条の2第1項から第6項につきまして、新たに第6項が追加されたことによります項ずれ、また法附則の第45条第5項につきましては、地方税法の附則第45条で新たに第3項が追加されましたことによります項ずれでございます。東日本大震災によりまして居住の用に供することができなくなった家屋に係る住宅ローンと東日本大震災の被災者の住宅再取得の場合の新たに住宅ローンを組まれた場合につきまして、重複して適用を受けることができるわけでございます。これにつきましても、所得税で控除しきれない場合に、個人住民税から控除いたす控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%に拡充する所要の読替規定を整備した改正でございます。

最後に、25ページの下段から27ページをごらん願いたいと思います。附則といたしまして、第1条では本条例改正適用に係る施行期日を、また第2条では延滞金に係る経過措置、第3条では市民税に係る経過措置、第4条では固定資産税に係る経過措置をそれぞれ規定いたしました内容となっております。

以上、非常にはしよった説明となりましたが、これで葛城市税条例の一部改正につきましてもの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

赤井委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより議第30号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。議第32号、工事請負契約の締結について（葛城市立白鳳中学校屋内運動場地震補強・大規模改造工事）及び議第33号、工事請負契約の締結について（葛城市立忍海小学校南棟地震補強・大規模改造工事）の2議案について、一括議題・一括質疑とし、討論・採決は1議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会運営をすることに決定いたしました。

議第32号、工事請負契約の締結について（葛城市立白鳳中学校屋内運動場地震補強・大規模改造工事）及び議第33号、工事請負契約の締結について（葛城市立忍海小学校南棟地震補強・大規模改造工事）の2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の内容説明を求めます。

はい、部長。

田中教育部長 教育部長の田中でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま上程となっております議第32号及び議第33号の2議案につきまして、一括して説明の方を申し上げます。

最初に、議第32号、工事請負契約の締結につきましては、葛城市立白鳳中学校屋内運動場地震補強・大規模改造工事についてでございます。

本工事につきましては、新市建設計画に基づき進められております市内各学校の地震補強工事の一環でございまして、今回の白鳳中学校屋内運動場につきまして耐震診断調査をしましたところ、地震補強工事を必要とする建物になり、耐震補強工事、大規模改造工事をしようとするものでございます。屋内運動場の構造及び規模は、鉄筋コンクリート造（RC造）2階建てで、延べ床面積は1,365平方メートルでございます。工事の発注につきましては、平成25年6月6日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した結果、4社が応札し、株式会社奥村組が落札をしましたので、契約金額1億6,852万5,000円で請負契約を締結しようとするものでございます。

続きまして、議第33号、工事請負契約の締結につきましては、葛城市立忍海小学校南棟地震補強・大規模改造工事についてでございます。

本工事につきましても、新市建設計画に基づき進められております市内各学校の地震補強工事の一環でございまして、今回の忍海小学校南棟につきまして、耐震診断調査をしましたところ、地震補強工事を必要とする建物になり、耐震補強工事、大規模改造工事をしようとするものでございます。校舎の構造及び規模は、鉄筋コンクリート造（RC造）2階建てで、延べ床面積は1,292平方メートルでございます。工事の発注につきましては、平成25年6月6日に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した結果、3社が応札し、株式会社森組が落札をしましたので、契約金額1億5,540万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、本日お配りをしております資料にのっとりまして、詳細の方を担当課長の方から説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

赤井委員長 はい、課長。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

A3につきましては資料でございます。まず最初に、葛城市白鳳中学校屋内運動場の地震補強・大規模工事でございます。

工事番号第2号ということで、工事場所は長尾地内、工期につきましては議決のあった日から平成25年9月17日となっております。請負代金は1億6,852万5,000円、消費税につきましては802万5,000円となっております。契約保証金は1,685万3,000円ということでございます。

7番の解体の工事の費用については、解体工事に要する費用の817万7,400円と再資源化に要する費用245万3,850円でございます。仮契約日といたしまして、平成25年6月7日葛城市と受注者の株式会社奥村組の仮契約書でございます。

1枚めくっていただきまして、葛城市の白鳳中学校の工事概要でございます。公告日4月18日に公告をいたしまして、競争入札を行いました。ダブる部分については省かせてもらいますので、3番の工事概要ということで説明をさせていただきます。

工事概要1、地震補強工事といたしまして、屋内運動場の棟4RC造の2階建て、延べ面積1,365平方メートル、S造の屋根構面トラス補強工事を32カ所、S造屋根柱脚の補強工事を12カ所でございます。

2番、大規模改造工事でございます。屋内運動場の棟4同じくRC造の2階建て、延べ面積1,365平方メートル、防水改修工事、外壁改修工事、内装改装工事、電気設備工事、機械設備工事、消防設備工事となっております。

3番のその他工事といたしまして、運動場の便所棟の工事と家庭科室の給湯設備の改修工事を予定しております。

工期につきましては平成25年9月17日で、ただし平成25年8月26日より校舎を使用できる状態にし、以降は土日祝日に限り作業を行えるものとするということでございます。予定価格は1億6,200万円で、最低制限価格は1億4,113万7,000円となっております。入札方法につきましては、この工事は価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定するというので、総合評価落札方式の工事ということでございます。本契約の成立につきましては、この工事の契約については葛城市議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立したものとしますということでございます。

これをめくっていただきまして表紙の設計図となっております、この設計図のA3を1枚めくっていただきまして、右上に改修工事の屋内運動場の位置図でございます。これ、改修前でございます。もう1枚めくっていただきまして、これ、改修後の改修1階平面図となっております。よろしいでしょうか。それからもう1枚めくっていただきまして、改修後の2階の平面図となっております。

それから、もう1枚めくっていただきまして改修後の改修屋根伏図となっております。

ばらばらめくって申しわけございません。斜線いっぱい引いてある部分が改修後の改修屋根伏図でございます。

もう1枚めくっていただきますと、改修後の東立面図、西立面図となっております。もう1枚めくっていただきまして、これも立面図でございます。改修後の南面立面図と北面立面図でございます。

それから一番最後のページにつきましては、改修のトラス補強の部分の改修後の図面でございます。この丸についております12カ所が柱、柱脚補強の12カ所、KB1、KB2、KB3、Tこれがトラス補強で全部で合計32カ所の補強の部分でございます。

以上が白鳳中学校の屋内運動場の説明でございます。

それから、次に行かせてもらって忍海小学校でございます。

忍海小学校の地震補強大規模工事の建設工事の仮契約書でございます。工事番号1号で、工事場所は忍海地内となっております。工期も白鳳中学校と同じように議決のあった日から平成25年9月17日まで。請負代金は1億5,540万円となっております、消費税は740万円ということでございます。契約保証金は1,554万円、解体の工事の費用は2,100万円と再資源化に要する費用は428万4,000円。仮契約日は平成25年6月7日で、発注者は葛城市で、受注者は株式会社森組でございます。

1枚めくっていただきまして、工事概要でございます。これ、同じく公告日が平成25年4月18日でございます。ダブる部分がございますので、3番の(3)工事概要に行かせていただきます。

地震補強工事といたしまして、校舎等の棟4の1、これ、RC造の2階建てで、延べ面積が342平方メートル、同じく校舎棟、棟4の2で、RC造2階建てで、延べ面積が950平方メートル、RC耐震壁の新設が2カ所となっております。これが地震補強工事でございます。

2番の大規模改造工事も同じく棟4の1でRC造の2階建ての、延べ342平方メートルで、4の2がRC造の2階建て、延べ950平方メートル、工事の内容といたしましては防水改修工事、外壁改修工事、内装改修工事、電気設備工事、機械設備工事、消防設備工事となっております。その他工事で外構工事としてブロック塀とフェンスの改修工事等になっております。

工期も同じく平成25年9月17日限りで、平成25年8月26日より校舎を使用できる状態にし、以降、土日祝日に限り作業を行えるものということでございます。予定価格は1億4,800万円、最低制限価格は1億2,824万2,000円でございます。入札方法につきましては、先ほどの白鳳中学校の屋内運動場と同じでございます。契約につきましても議決を得たときに契約が成立ということで、白鳳中学校と同じでございます。

めくっていただきまして、大規模改造工事の設計図の1、これ、一番上が表紙になっております。1枚めくっていただきまして、真ん中の斜線を引いてある部分が既設の建物で、南棟の校舎の写真になります。配置図でございます。この配置図をめくっていただきまして、下と上になっておりますが、1階の平面図でございます。下が改修前で上が改修後の平面図となっております。右からの⑬、⑭の一番上と一番下に耐震補強壁の新設の部分が入ってき

ます。これが先ほど説明させてもらいました地震補強工事の耐震補強壁の新設の部分の2カ所でございます。ここの2カ所のみでございます。

1枚めくってもらいまして、2階の平面図の下が改修前で、上が改修後となっております。この部分につきましては、耐震壁は入っておりません。もう1枚めくっていただきまして、屋根の伏図となっております。これも下が改修前で上が改修後となっております。下に斜線が引いておる部分だけは改修前の図面がほかの位置とちょっと仕上げが違うということで表示をさせてもらっております。

もう1枚めくっていただきまして、下が南立面図の改修前で上が南立面図の改修後でございます。右から3つ目の斜線を引いている下の1階の部分が新設の耐震壁の部分でございます。(13)、(14)の括弧ですね、そこが新設の耐震壁の部分でございます。

もう1枚めくっていただきまして、北立面図、下が改修前で上が北の改修後となっております。左側の13、14を1階の部分が新設の耐震壁の部分となります。

以上が資料の説明でございます。よろしくお願いたします。

赤井委員長 ただいま説明を願いました本2議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、春木委員。

春木委員 それぞれ入札を行って決められていっているわけですが、どういうところが応札に応じて、どういうふうになっていったのかという点についてもご説明をできるだけやっていただきたいと思っております。

それから、今計算したらわかるんでしょうけども、要は予定価格なり最低制限価格の予定価格に対するパーセンテージ、あるいは実際に入札されたパーセンテージについても、申しわけないですけど、ご説明をお願いしたいと思います。

赤井委員長 はい、課長。できるだけ詳しくお願いします。

西川教育総務課長 教育総務課の西川でございます。よろしくお願いたします。

まず最初に、白鳳中学校でございます。応札につきましては、最初は資格審査のときに6社の入札の希望がありました。6社といたしますのは株式会社森本組、村本建設株式会社、株式会社鍛冶田工務店、株式会社森組、大鉄工業株式会社、株式会社奥村組、この6社の応札希望がありましたが、入札の時点の前に株式会社森本組と大鉄工業株式会社が入札を辞退ということになりました。4社による入札を行いまして、総合評価方式で決めていただいた最終的な落札が株式会社奥村組となったことでございます。

続きまして、忍海小学校でございます。忍海小学校につきましては3社の応札がありました。村本建設株式会社、株式会社鍛冶田工務店、株式会社森組でございます。この3社、入札資格のときも入札のときも3社で行いまして、株式会社森組が総合評価方式により落札をいたしましたということでございます。

落札率につきましては、白鳳中学校の落札率でございます。白鳳中学校が99.07%、忍海小学校につきましては、予定価格と同じ100%になっております。

以上でございます。

赤井委員長 はい、春木委員。

春木委員 今、ご説明をいただきましたですけれども、入札をされてこうなったという事実でございますから、それについてどうのこうのということはないわけですが、しかし私の短い議員生活から見ましてもかなり大きく落札率が同じですね、同じと言ったらちょっと語弊がありますが、地震補強と大規模改造工事、これについて随分変わっていていますね。記憶にあるのが鍛冶田工務店がかなり低い価格で応札に応じられて、たしか70%台ぐらいでしたかね。大丈夫かなという素人的な表現で、何か不具合はございませんかという質問をさせていただいた覚えがあるんですけどね。何もないということではあったんですが、その後、具体的に若干下請業者への、ちょっと間違っていたらごめんなさい、問題もあったりして、思い切って予定価格だけじゃなくて、今も示されている最低制限価格を公表してやろうと、こういう流れに変わったと。変わった後は80%ぐらいそこそこの落札率であったろうと、こういうふうに思うんですね。方式としては今と同じような形でなされていたと。それから見ると、今回は残念ながら競争入札にかけたというに評価できないぐらいの高い落札率になってしまった、こういう事情があると思うんですね。1つ確認はさせていただきたいと思うのは、予定価格を決めるという、その決め方ですね。それについて、いろんな専門家の方々とか県とか何かいろんなところから協議をされて決めていかれるというふうには思うんですけど、その辺で何か変遷というものがあつたのかどうかですね、最近何年か見てね。その点が1つ気になる。何かもしそういう点であればご説明をしていただきたいかなと。教えていただきたいということの方が適切かもしれませんけども。

それと、今回の場合、非常に落札率が高いというのは、これは葛城市が出しておられる予定価格、それと業者サイドでの入札に際する業者サイドでの計算と言いますか、その辺と何か食い違いが生じるような原因なりがあるのかどうか。このまま学校については非常に計画どおり着実に進められてほぼ100%になるということの理解はしているんですけども、しかしほかの事柄にもかかわってくるでしょうし、ぜひわかる範囲、調べられている範囲で教えていただければと思います。

赤井委員長 はい、副市長。

杉岡副市長 まず、葛城市が特段と申しますか、予定価格の考え方でございまして、以前より建設省ないし国の指示がございまして、設計価格イコール予定価格100%であろうというふうなことの見解を示されておるわけでございまして、今まで葛城市におきましての施工状況につきましては、やはりいろんな社会通念上の取引事例、過去の実績等を考慮いたしまして、若干の歩切りと申しますか、予定価格を設計価格の100%でない価格に設定をさせていただいております。

しかし、それでおきましても、先ほど春木委員がおっしゃっていただきましたように価格の低いときにおいては70%を切ってしまうような落札率がございまして、施工に問題があるかというようなことで最低制限価格、総合評価方式を採用いたしまして制限価格を公表しながらやってきた中で、ほとんどが最低制限価格に入札結果が同じ金額になりまして、くじ引き等々で落札者を決定した経緯がございまして。また公正な総合評価の方式によりまして、

入札価格を確定して評価の高い業者にも落ちた経緯がございます。

今回、特殊な要因と申しますか、1つは国の方にも4月13日からこちらの方には入札にかかる指導と申しますか、注意事項が参っておりましたのは、昨年からいよいよ東北地方での復興が着実に地につき、人夫等の高騰、それから資材等が生産に間に合わず逼迫しております、値上がりが10数%、人件費、それと資材とも高騰しておるということでございます。私どもの今回の入札にさせていただきました設計は昨年の単価をもちまして、そのまま入札にかけておる。これは今までどおり前年度の単価をもちまして4月早々のことでございますので、あまり影響じゃないだろうというふうな思いでしておったわけでございますが、4月に単価改正が1回ございます。また、6月にも単価改正があるようでございます。したがって、昨年の単価につきましての入札を実施した場合につきましては、今後の受注状況を勘案しながら十分執行に当たっては注意せよというふうな状況の通達が来ておりました、また今回、入札に参加した業者にも設計をはじかれまして、見た中におきまして、私どもが示しております予定価格をオーバーして入札をされた。そういう経緯がございまして、やはり原因は昨年の12月暮れからの東北地方での復興が地につきましての人員不足、資材不足、それによります値段の高騰が主な今年の評価の高率な入札結果に終わった、これが要因であろうと、このように考えております。

生駒市の入札結果につきましては、入札は執行されましたんですけど、全て予定価格を上回ったような見積もりができてまして、不落に終わって再度単価を入れながら入札にかけられるという状況が起こっておるといような状況でございます。

赤井委員長 はい、春木委員。

春木委員 ありがとうございます。東北での復興にかかわって、その影響を大いに受けているというお話であったと思うんですね。ちょっと事例は違うんですけど、新クリーンセンターの建設についてもかなりいろいろ苦労して入札が成立しなかったということも含めて、つらい思いをしているわけですけど、本当に国から注意があっても既に遅く、手の打ちようがなかったということなんですけど、非常にこの値上がりというのは大変困る話ですね。いろんな形で一見景気が回復するというようなことで期待も持たれているわけですけど、値上がりがばーんとしてくる、材料なんかの値上がりとかしてくるとなると、事業を執行する側にとっては非常に予定が狂う。これほど大きなパーセンテージで変わってくると、今後のさまざまな事業目白押しの葛城市としては大変苦慮せざるを得ない1つの事例じゃないかなというふうな気もするんですね。だから、このあたりは特にどんな手が打てるということじゃないんでしょうけどね。そのあたり、財政事情にもかかわってくる問題だと思うので、十二分にご検討ができる手があれば、そういう形で見直しをしていただきたいと。見直しというんですか、対策をいろいろと知恵を絞っていただきたいと、そういうふうに思うわけです。

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第32号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより議第32号を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第33号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより議第33号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第33号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第34号、平成25年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

山本総務部長 失礼いたします。総務部の山本でございます。よろしく願いいたします。

本6月議会定例会におきまして、議第34号で上程いただいております平成25年度葛城市一般会計補正予算(第1号)につきまして説明をさせていただきます。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,785万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ185億2,385万9,000円といたすものでございます。なお、分割付託されておりますので、総務文教常任委員会に付託されております項目につきましての説明とさせていただきます。

事項別明細書の5ページをお願いいたします。まず歳出でございます。2款の総務費、1項総務管理費、8目自治振興費、補正額につきましては830万4,000円、内容につきましては旧當麻町内に設置しております白鳳灯をLED照明灯にかえていく経費でございます。調査委託料といたしまして787万5,000円、防犯灯の賃借料といたしまして42万9,000円を計上しております。

続きまして、9目の企画費でございます。補正額3,837万9,000円、こちらにつきましては国の災害に強いまちづくりの先行モデルといたしまして、ICTを活用した防災情報共有シ

システムの検証事業をいたすものでございます。委託料といたしまして3,837万9,000円をお願いいたすものでございます。

飛びまして、6ページ、7款消防費でございます。2目の非常備消防費、補正額173万7,000円でございます。新たに消防団員3名退職に伴います報償金でございます。

次に、歳入の4ページをごらん願いたいと思います。まず、13款の国庫支出金でございます。7目総務費国庫補助金、金額4,625万4,000円でございます。先ほど総務費で説明いたしましたLEDの照明灯に伴う調査事業補助金、総務省の補助事業でございます。100%補助で調査費といたしましての787万5,000円、またLED灯につきましては、失礼いたしました、環境省の補助事業でございます。また、ICTのまちづくりにつきましては、総務省の補助事業でございます、これも100%補助で3,837万9,000円となっております。

続きまして、17款の繰入金でございます。財政調整基金繰入金806万8,000円でございます。

続いて、19款諸収入でございます。雑入でございます。先ほど説明いたしました消防団員3名の退団追加に伴います消防団員等公務災害補償等共済基金よりの収入でございます。金額115万4,000円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

赤井委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、朝岡委員。

朝岡委員 ただいま一般会計補正予算の本委員会に分割付託されました内容につきまして説明がございましたので、若干の質疑をさせてもらいたいと思います。ここはこの本委員会で付託された中で、今部長の方からご説明があった自治振興費並びに企画費の中のLEDの導入調査並びに賃借料とあわせてICTのまちづくりということで、それぞれ4ページにあるように、いわゆる国の事業補助を有利に活用されて総務省でしたか、環境省でしたか、それぞれ採択を受けられて有利な補助事業に乗せて新たなまちづくりを展開いただくということで大きな評価になる事業だろうと、このように思うところでございますが、まず今後、白鳳灯をLED灯に取りかえていくというようなことでございますが、一連の流れを、今後の説明をいただきたいと思っております。

赤井委員長 はい、理事。

菊江総務部理事 総務部の菊江でございます。よろしく願いいたします。

白鳳灯をLED灯の取りかえにかかる件でございます、これにつきましては平成24年度の小規模地方公共団体15万以下のLED街路灯導入促進事業に乗りまして整備を行おうとするものでございまして、その1つとしましては白鳳灯が設置されております位置調査を行いまして、電柱や支柱などに番号表示を取りつけます。そして、取りかえにかかる計画書を作成いたしまして、LED照明導入調査事業ということで行うものでございまして、これにつきましては787万5,000円を試算しておるところでございます。

もう一つの事業につきましては、この調査結果に基づきましてLED照明にかかるリースを行うことが可能な民間企業等に地元の作業者を雇用していただきまして、LED街路灯へ

の取りかえ工事を行おうとするものでございます。取りかえ工事に係る総事業費は1,648万5,000円を試算しております。街灯の取りかえにかかる工事費につきましては、直接工事費の4分の1に当たる部分につきましては、環境省より直接事業者側に補助されることとなっております。

このLED灯と言いますのは、一応20ワット以下ということで考えておりまして、これにつきましては、1灯の電気料金は月当たり176.67円と試算しております。月額にいたしまして11万4,835円50銭、年額で137万8,026円、電気料金の差額といたしましては月額で20万4,455円、年額で245万660円安くなると試算しておるものでございます。平成25年度では白鳳灯の修繕に係る費用といたしまして60万円を予算計上しておりますが、器具が古いことから取りかえ部品の対応も困難となっております。LED灯は長寿命で保守管理もリース契約の中で実施されますので、本事業を実施することは電気料金と修繕料の負担を軽減するだけでなく、二酸化炭素の排出も軽減し、地球温暖化対策に貢献できる環境に配慮した事業だと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上でございます。

赤井委員長 はい、朝岡委員。

朝岡委員 菊江理事の方から導入経過も含めて詳しくご説明をいただきました。まずは787万5,000円というのは調査費用も含めた計画書を策定すると。その結果によってリースで取りかえ工事を随時行っていくと、こういうことですね。改めてこの旧當麻町地域にある白鳳灯は何基ありまして、それで実際この賃借料では42万9,000円ということで計上されていますけども、今の計画書がこの6月議会ですから、これから来年の3月までに調査委託をされてその計画が出てというようなことでしょうか、このつけかえられる防犯灯はリースをされるということですね。ですから、そのリースの賃借料が42万9,000円ということですけど、その辺の数字の今のこのお示しいただいている数字の算定根拠というのも含めて、どのような計画でこういうふうな数字になったのかというのも教えていただきたい。ちょっとおっしゃってましたね、1,645万円ほど工事費ですか、ちょっと数字が間違っていたらいいませんが、その4分の1は直接、今言う環境省から工事をされる業者に払われると、こういうことですね。残りはどうするんですか。それをリースということですか。ちょっと1回その辺も含めて説明願います。

赤井委員長 はい、理事。

菊江総務部理事 総務部、菊江でございます。

まず最初に、リース料のことでお尋ねであったかと思っておりますけれども、電灯の種類といたしましてはLED灯20ワット以下ということで考えておりまして、1灯、月額単価につきましては220円、基数といたしまして650、月当たり14万3,000円を試算しておるところでございます。これにつきましては1年間リースということで、1年間にいたしますと171万6,000円を試算しておるところでございます。

続きまして、1,648万5,000円を試算している工事総事業につきましてはでございますけれども、基本的に環境省から事業者を支払われるとなる4分の1の直接工事費と申しますのは、

器具の取り付け工事でございます。その他につきましては、全てリースとして返済させていただきます、このように計画しておるわけでございます。

以上でございます。

赤井委員長 はい、朝岡委員。

朝岡委員 42万9,000円の算出された根拠というのは、ですから月々14万3,000円ですか、今おっしゃった、それが650基で、14万3,000円というのが1基のあれですね。掛ける650。違うんか。

赤井委員長 はい、理事。

菊江総務部理事 再度ご説明申し上げます。リース料金につきましてでございますけれども、リースしようとしているLED灯につきましては20ワット以下プラスを考えておりまして、1灯、月額220円を今のところは試算しておりまして、基数といたしましては白鳳灯650基でございますので、月額にいたしますと14万3,000円となるわけでございます。予算に計上しております分につきましては、1月から3月分をとりあえず試算しておるわけございまして、年度におきましてはそれの4倍になるわけでございます。

以上でございます。

赤井委員長 はい、理事。

菊江総務部理事 菊江でございます。リースの期間といたしましては10年間を予定しておるわけでございます。

以上でございます。

赤井委員長 はい、朝岡委員。

朝岡委員 私がちょっと認識不足で申しわけなかったです。しっかりとしたご答弁をいただいて、220円、1基リース料ということで、650基あるのでそれを全部リースに変えることによって、それで当分年度内の1月から、ですから1月から工事が終わってリースが始まると、こういう逆に意味合いだろうと。その3カ月間で42万9,000円が今ここに計上されていると。一番最後にありましたように、向こう10年間の契約というか、リースでこれが行われるということですので、LEDで電球を変えることによる効果も先ほどご説明がありましたように、地球温暖化にも寄与するし、いわゆるランニングコストも245万円ほどお安くなるということで、そういった意味では、白鳳灯は非常にある意味で旧當麻の、平成2年から3年に設置されたということで、あれはあれで非常に歴史と文化がものすごく香るようなすばらしい電球であるということは間違いありませんし、水銀灯ということで非常に明るさも保たれて一定の成果は出てきたわけなんですけれども、やはり今後のことを考えるとLEDにかえるべきと、その中で、こういう新たな促進事業を見つけられて、またリースというふうな契約をされて経費負担も非常に本市にとっても有利な事業で、この事業を導入されているということは非常に評価をするところでございますので、ただ650基ありますし、よくこの調査、それから計画書を立てて、このとおりに実行できるようにやっていただきたいと、このように思うところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 ほかにございませんか。

はい、西井委員。

西井委員 LED照明の導入について、若干聞かせてもらいたいと思います。器具についてはリースやということの話でしたが、もともと先ほど朝岡委員もおっしゃったように白鳳灯は別注されて、当時歴史に特に関係のあるところ、竹内地区とか當麻地区に一番高いような白鳳灯をつけられているように聞いているわけでございます。今つけようとされているのは、そういう環境を全然なしで最新のLEDやから合理的な形で一般的にあるようなやつを安くという意味合いでされるかどうかということをもまず1点聞かせてほしいと思います。まず、よろしくをお願いします。

赤井委員長 はい、理事。

菊江総務部理事 総務部の菊江でございます。

ただいまご質問の西井委員の案件でございますけれども、LED照明につきましては支柱に設置されているものと同等品を考えております。また、デザインにつきましては白鳳灯につきましては鳳凰の鳥をあしらったデザイン灯でございます。まして水銀灯ということで、非常に関西電力等の電気料金の値上げもございまして、一月当たり500円近くになっておるところでございます。そうしたことから地球温暖化ガスの排出を抑制する環境に優しい、また修繕等につきましても長期修繕が必要のない、メンテも非常に簡単である、そうした部分を考慮いたしまして、今LED照明に切りかえる環境省の直轄の事業に乗らせていただきたい、こういった内容でございます。

以上、よろしくお願いたします。

赤井委員長 はい、西井委員。

西井委員 当時、別注して白鳳灯をつくられたということで、またそのときはそのときの意味合いがあって、ある程度経費及び地球温暖化、また最近電力をできるだけ節約するというのが当然の時代的な背景になってきておるということで、これについては私も異議がないわけでございます。しかしながら、葛城市全体の中で各大字がやられている分、街灯を市との整合性も含めて、できることならこの補助金をもっと拡大して各大字にも、例えば一遍には無理やけど、何台かずつという形の中で全体に合理的な電気、また費用負担を大字に求めないような形。それと、合併して言うている間に10年になるわけです。過去に白鳳灯のところは當麻のときは無料やったからそれを踏襲しているが、ある程度新庄も當麻も含めて同じようなサービスをするというふうに持っていくばちばち時期にはあるんじゃないかなと。ただ、そこらが全体に一遍にするとかいうことになることは問題はあると思います。予算的な面も含めて。こういう予算を650基ほどじゃなく、例えばもうちょっとでもあるんやったら、できたらそれを今すぐさまそういうわけにもいかんと思いますが、補助をうまくもらってきて拡大していく方向にしてもらえたらと思いますが、その辺の将来についての展望、もしあれやったら市長、どのように思われているか、お願いします。

赤井委員長 はい、市長。

山下市長 今、こういうことができないんだろうかというご提案をいただいたと思います。今までからも街灯に関しましてはいろんなご意見等をいただいております。今いただい

た意見も参考にしながら、これからの葛城市の行政の中でどういうふうにしていくべきかという事は検討の項目の1つに上げさせていただきたいなというふうに思っております。

赤井委員長 ほかにございませんか。

はい、春木委員。

春木委員 あと1つ、総務省の100%補助ということで進められようとしていますICTまちづくり推進事業、このことについて具体的な中身についてご説明をいただきたいと思います。

赤井委員長 はい、部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。

ただいまのICTまちづくり推進事業の内容の説明でございます。

この事業は国がICTを利用した新たなまちづくりに関する実証プロジェクトを実施することによりまして、災害に強いまちづくり、地域が複合的に抱える諸課題の解決等を可能とする先行モデルの実現を図ることを目的とされた事業でございます。このたび国が全国数カ所を提案公募で選定いたしまして、地方公共団体、民間事業、学術機関に対する委託事業として実証プロジェクトを実施するものでございまして、国の委託事業でございますので100%の国庫負担ということになります。全国から75団体の応募があり、この中から21団体が選定されまして葛城市がその1つに選ばれたということでございます。

葛城市の事業内容でございますけれども、ICTを有効に活用することによりまして地域コミュニティの活性化を図ることで、行政と地域コミュニティがしっかりと連携し、運用されていく実証を行いまして、また非常時での活用及び防災、減災活動を実行していくための仕組みやシステムを実証する事業となるわけでございます。

具体的な事業の内容といたしましては、情報システム、テレビ会議システム、エコエネルギーシステムの主な3部門がございますけれども、まず情報共有システムといたしましては、市民と行政間の情報共有、複数の行政間の情報共有、多様なメディアとの行政間の情報共有等を行うための防災情報共有支援システムを構築して行うものでございます。平常時には危険箇所や地域情報を配信いたしまして、災害時には災害箇所の情報をクラウドにて市民と行政が共有するシステムを検証するものでございます。

次に、テレビ会議システムでございます。公共施設、公民館等にテレビ会議システムを設置いたしまして、平常時には市民と行政間で相談業務を行うなど、コミュニティの向上のための利用、災害時には災害情報の把握や情報共有や統合型GISの情報の表示などをする利用の検証をしていく予定でございます。

また、エコエネルギーシステムといたしましては、市内の施設に太陽光発電を設置いたしまして、平常時にはエコエネルギーの検証、災害時において非常電源確保の状況を検証する事業等になっております。

予算計上しております金額は、これらのシステムの構築に要する費用と、その他事業計画の立案運用、成果報告書の取りまとめの費用となっているところでございます。

以上でございます。

赤井委員長 はい、春木委員。

春木委員 応募されて選定されたということで、かなり頑張っていたいただいているなということと、それからかなり難しい説明をされていてよく理解できていないかもわからないですけど、非常に大事な事業だろうというふうに思います。具体的には今年度予算でさまざまな計画をされるということですけど、具体的につくられる、例えば言葉で出てきました太陽光パネルを設置するとか、あるいは公民館等にテレビ会議と言うんですかね、それとかおっしゃいましたが、具体的な台数というか、そういうようなことはどんな具合になっていますか。

赤井委員長 はい、課長。

米井情報推進課長 情報推進課の米井でございます。よろしくお願いいたします。

今のご質問に関してですが、テレビ会議システムといたしましては4カ所を予定しております。具体的な場所は決まっておりませんが、基本的には両庁舎、保健センターとか公民館などの施設も含めまして、適時事業に応じて設置の方をしてみたいというふうに思っております。

そして、エコエネルギーのシステムにつきましては、予算的には市内の公民館、公共施設等の2カ所設置する予定でございます。エコエネルギーの実証、検証等もしてみたいというふうに思っております。

以上です。

赤井委員長 はい、春木委員。

春木委員 ありがとうございます。これは今年度で終わりということじゃないんでしょうか。また続いていくんですかね。

赤井委員長 はい、課長。

米井情報推進課長 情報推進課の米井です。

今年度みの事業ということになっております。

赤井委員長 はい、春木委員。

春木委員 ありがとうございます。

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより議第34号議案の関係部分を採決いたします。本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第34号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審議が終了いたしました。

赤井委員長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時11分

再 開 午後2時57分

赤井委員長 休憩前に引き続き、会議を行います。

続きまして、総務文教常任委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、葛城市学校給食センターについてを議題といたします。

本件につきましては、理事者側からは前回の委員会におきまして事業の進捗状況等についてのご説明をいただきましたので、報告事項等は特にないようでございますので、委員の皆様より、この件について何か質問がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、本件につきましてはこの程度にとどめたいと思います。

次に、新庄小学校附属幼稚園の建替えについてを議題といたします。

本件につきましては、理事者よりご説明願います。

はい、部長。

田中教育部長 教育委員会の田中でございます。

新庄幼稚園の建設にかかります進捗状況の方をご説明申し上げます。

お配りをしております工事の工程表の方をごらんください。新庄幼稚園の進捗状況でございますが、解体につきましては現在リズム室の南側の絵本室の解体の方を終了しております。造成工事につきましては、東側と南側の擁壁の工事を行っております。建築工事につきましては、くい打ち工事を行っているところでございます。

工事の工程表の方も説明させていただきますが、仮設工事につきましては4月20日より行い、終了の3月17日ごろまで設置済みとなります。造成工事につきましては5月より6月末までに東側の土地の擁壁工事等になります。園舎の建築工事につきましては、6月20日ごろより12月10日ごろに終了する予定をしております。外構工事につきましては12月に南側と東側の外構工事を、2月10日ごろより北側の外構工事をする予定となっております。

電気設備工事、機械設備工事につきましては園舎建築工事に伴い並行して行っていく予定であり、また解体の際におきましても、旧園舎の電気設備工事と旧排水設備撤去工事を予定しております。

解体工事につきましては、6月にリズム室南側の絵本室を解体、平成26年より旧園舎の解体を行う予定となっております。

以上でございます。

赤井委員長 ただいま説明を願いましたが、何かご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時01分

再 開 午後4時22分

赤井委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、葛城市職員採用事務に関する調査についてを議題といたします。

本件につきましては、前回の委員会で調査を終了し、これまでの委員会における調査内容に基づき、調査報告書を作成することを決定いただきました。報告書は来る26日の全員協議会において製本してお配りし、委員長報告をさせていただきます。

なお、本委員会に付託された決議文にありました地方自治法第100条第1項の規定による葛城市職員採用事務に関する調査特別委員会の設置の検討については必要がないことを決定したことを報告します。

本報告書を葛城市職員採用事務に関する調査に係る総務文教常任委員会報告書とすることにいたします。

お諮りします。これをもって葛城市職員採用事務に関する調査を終了いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認め、葛城市職員採用事務に関する調査につきましては、これで終了することを決定しました。

以上で、本日の調査案件は全て終了いたしました。

春木委員 委員長、すいません。

赤井委員長 はい。春木委員。

春木委員 全員協議会まで、今おっしゃられたんですが、その後ですね。この報告書は予定としては本会議で委員長が報告される、こういうことですね。

赤井委員長 はい。

春木委員 そこで討論されて最終的に決まる。

赤井委員長 はい。

ここで、委員外議員からの発言の申し出があれば許可します。

はい、白石議員。

(白石議員の発言あり)

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会したいと思います。

本日はご苦労さまでした。

閉 会 午後4時26分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

赤 井 佐太郎